

# 資産査定に係る各種基準の比較表

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

## 資産査定の債務者区分

区分単位	債務者単位
対象債権	債権
定義	労働金庫の資産査定要領
債務者区分	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権

## 償却・引当基準

区分単位	債務者単位	処理基準	
対象債権	債権	分類	
定義	労働金庫の資産査定要領		
債務者区分		分類	
破綻先		IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
		III分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
		非・II分類	
実質破綻先		IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰り入れる。
		III分類	全額を個別貸倒引当金に繰り入れる。
		非・II分類	
破綻懸念先		III分類	必要額(合理的に見積もられたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額)を個別貸倒引当金に繰り入れる。
		非・II分類	
要注意先	要管理債権	II分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。(注1)
		非分類	
	要管理債権以外(注5)	II分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。(注1)
		非分類	
正常先		非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰り入れる。(注1)
その他		-	引当は行わない。

## 債権の区分(金融再生法に基づく報告・公表)

区 分 単 位	債務者単位	
対 象 債 権	総与信	
定 義	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条	
債権区分		
(注2)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	
(注2)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
危 険 債 権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権	
要管理債権(債権単位)	3 カ月 以 上 延 滞 債 権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金
正 常 債 権 (注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	

## リスク管理債権の区分(労金法に基づく開示)

区 分 単 位	債権単位
対 象 債 権	貸出金
定 義	労働金庫法施行規則第114条
債権区分	
(注4)	
破 綻 先 債 権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
(注4)	
延 滞 債 権	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
(注4)	
延 滞 債 権	
3か月以上延滞債権	元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(破綻先債権、延滞債権を除く)
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権を除く)

- (注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。
- (注2) 償却引当基準と金融再生法の差(網かけ部分)は、直接償却額分です。
- (注3) 総与信のうち要管理債権にかかる貸出金以外の債権(未収利息等)については、正常債権に含まれます。
- (注4) 金融再生法とリスク管理債権の差(網かけ部分)は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の低位二区分の合計額(貸出金分)にも一致することとなります。
- (注5) 要管理債権を有する債務者の、3か月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。